



ひとりひとりの人権が
大切にされる社会をみんなの手で…

SURUGA

国立駿河療養所

【理 念】私達は入所者の尊厳を重んじ皆様が安心して療養生活のできる環境の提供に努めます

基本方針

- 入所者の皆さまの人格を尊重します
- 安全で快適な生活ができるようつとめます
- 安心して受けることのできる医療を提供するようつとめます
- ハンセン病の正しい知識をひろめ地域住民との生活の一体化をめざします



駿河療養所は、静岡県の東部で御殿場市の南端、箱根外輪山の中腹に位置し、海拔約500mの傾斜地にあります。西北に富士の雄姿を仰ぎ、南方遙かに駿河湾を望み、杉木立に囲まれ、野鳥も多く、閑静にして、気候温暖、空気清澄な地です。



設立のいきさつ

1937年(昭和12年)7月の蘆溝橋事件を契機に日中戦争が始まり、さらに第2次世界大戦へと戦争が拡大するなか、ハンセン病のため内地送還される傷痍軍人が増加したことから、ハンセン病傷痍軍人の処遇が問題となり、1942年(昭和17年)軍事保護院は治療を目的として、ハンセン病傷痍軍人療養所を、日本で初めて御殿場市神山に設立することを決定しました。

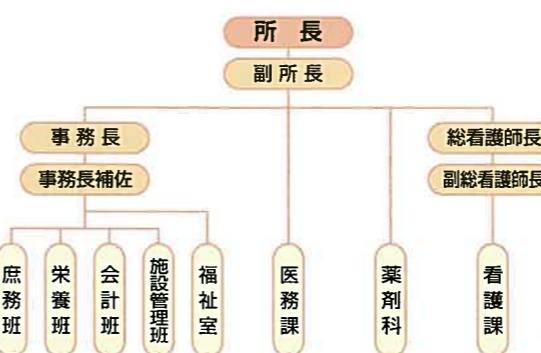
以後、静岡県知事に委託され、県の管轄下において敷地買収および工事がてがけられました。



当療養所の特色

組織図

■職員数／164名(現員)(平成30年11月)



当療養所は、東海北陸地区唯一の国立ハンセン病療養所として70余年の歴史を有しますが、創立当時の職員や入所者の辛苦は筆舌に尽くし難いものがありました。

当所の入所者数は開所以来延べ1,300名を数えていますが、1956年(昭和31年)の471名を頂点に以後減少し、2018年(平成30年)11月1日現在51名の入所となっています。

入所者の平均年齢は84歳を超え、70歳以上の方が全体の96%となるなど、入所者の減少と高齢化が早まっている現状において、生活習慣病などの合併症もさることながら、多くの方は視力、四肢に障害をもっており、ハンセン病療養所としてハンセン病そのものの治療に加え、ハンセン病に起因する二次的障害並びに合併症の診療など、本来の役割を果たすとともに、高齢重複障害者医療施設として、生活介護の重要性は一層高まっています。

1 東海地域におけるハンセン病の診療機能を担当する

- ハンセン病の診療・教育等担当
ハンセン病及びその後遺症の診療並びに医療従事者の研修を行う。
- 高齢重複障害者の医療及び介護の担当
高齢重複障害者の医療及び生活介護の実践・研究を行う。
- 差別・偏見撲滅の一翼を担う
ハンセン病が正しく理解され、差別・偏見をなくすよう啓発に努める。

3 質の高い医療、看護、介護等を提供する

よい医療、よい看護、よい介護などを実践するため、職員の意識の高揚と入所者サービスの質的向上を図る。

2 入所者本位の施設を心がける

駿河療養所は、入所者のための施設であり、入所者が安心して医療を受け、生活できる環境をつくり、入所者が生きがいを持てるように協力する。

運営方針

4 明るい対応をモットーとする

職員一人ひとりが療養所の代表であることを自覚し、相手の身になって、笑顔で対応する。

5 健全な経営に努める

国民の税金で運営していることを認識し、無駄を極力抑え、職員が健全経営に努力・協力する。

入所者自治会 駿河会

看護・介護の在り方



診療施設

- 保険診療機関
病棟(41床) 治療棟(一般外来)
- 告示診療科
内科・外科・皮膚科・眼科
耳鼻咽喉科・歯科

当療養所は高齢者や視力障害、四肢の障害をもった入所者が多く、ハンセン病の治療はもとより悪性新生物、心疾患、脳血管疾患、高血圧症などの疾病症状が加齢に伴い、より重症化の傾向にあります。

従って、より高度な複雑多岐にわたる医療及び介護が要求されるようになり、急変時の呼吸管理、終末期の看護、精神面の援助等が増加してきています。また、一般舎入居者を対象に生活習慣病対策の一環として、血圧測定、栄養指導、保健衛生指導など保健活動による訪問指導を実施しています。

食事・排泄・入浴・移動等の介助及び盲人会、高齢者会等の年中行事(散歩、遠足会、桜まつり、雛まつり・バスレク・七夕まつり等々)における付添介護など多岐にわたっています。

近年、施設における委託診療については、年々増加しており、不自由度が増しているため、きめ細かに面会し、身の回りの整理整頓及びコミュニケーションを図っています。

入所者の方が安心して安全で快適な生活ができるように、質の高い看護・介護を提供できることを目指しています。

駿河ふれあいセンター

ハンセン病の啓発及び地域との交流施設



①講演室
見学者等にハンセン病の歴史、現状等を講義している。



②講演室
テレビ、ビデオ、DVDの他プロジェクター用の大型スクリーンも設置している。



③展示室
ハンセン病の歴史、啓発、写真パネル・入口エリア



④展示室
ハンセン病の歴史、啓発、写真パネル・背部エリア



⑤展示室
映写機は昭和33年に購入し、昭和56年頃まで上映した。



⑥展示室
ハンセン病治療薬プロミン、WHOの無償配布薬



⑨正面玄関



⑧入浴設備
利用者のためのシャワー室



⑦簡易宿泊設備
利用者のための宿泊設備(3室12ベッド)

駿河会発足と地域交流



■自治会公認団体

- 高齢者会 ●盲人会
- 写真クラブ ●カラオケ愛好会
- 傷痍軍人会 ●各宗教団体
- 各県人会 等



地域住民とともに駿河納涼盆踊りを開催

入所者自治会は、厳しい隔離政策による、所内作業と貧困な療養環境のなかで、1948年(昭和23年)11月1日、入所者を以て組織され、自治機関として、会員相互の協力のもとに療養権の確立、医療、生活文化の向上とハンセン病に対する社会の一切の差別、偏見の解消を目的として「駿河会」を発足しました。

以来今日まで、所内作業の職員への移譲、住環境の改善、予防法の改廃闘争を行ってまいりました。

法廃止と熊本判決以後は、ハンセン病の正しい知識の普及のための啓発活動、市民の一員として地域との交流と融合に向け積極的に活動し、駿河療養所が市民と交流し、共生できる施設となることを希望し、納涼祭や地域の催しなどを通じて、駿河療養所の将来像を検討してまいります。

駿河会発行の機関誌



- 会報するが
- 機関誌 駿河
- 盲人会だより(盲人会より年2回発行)

駿河療養所の自治会機関誌は、過去に療養生活の折々が綴られた『芙蓉』が昭和24年~35年まで発行された後、各文化団体の文芸誌が数度発行されたのみで、その後、機関誌の発行はありませんでした。

1996年(平成8年)4月1日「らい予防法」が廃止され、ハンセン病元患者達はようやく隔離政策から解放されました。しかし約90年に及ぶ隔離政策は、ハンセン病に対する根強い偏見と差別意識を醸成してしまいました。

そこで自治会は、入所者に対する偏見や差別に対する啓発活動と療養所開設以来の検証と記録を活字にして後世に残すことを目的として、駿河療養所の機関誌「駿河」を発行することにしました。

駿河荘(宿泊施設)は入所者家族、地域の皆様との交流を目的とした施設です

■宿泊可能定員／17名

- さつきの間 (3名)
- ふようの間 (3名)
- ざざんかの間 (3名)
- つばきの間 (4名)
- さくらの間 (4名)



食堂



客室



駿河荘は寿会館の2階

ハンセン病を正しく理解しましょう

ハンセン病とは

ハンセン病は、遺伝病ではなく、伝染力の弱い病原菌による慢性の感染症です。結核と同じ抗酸菌と言われる細菌の一種で、1873年（明治6年）にアルマウェル・ハンセン氏によって発見されました。

皮膚や末梢神経を侵し知覚麻痺をおこすことが特徴で、感染力は結核菌より弱く、結核同様早期に診断され早期に治療できれば、決して恐ろしい病気ではありません。

ハンセン病は、伝染力の弱い病原菌による感染症ですから、免疫系の働きが十分でない幼児期に未治療の発病者と長期間接触すれば発病の可能性はありますが、成人ではその可能性が極めて少ないとされています。

入所者は後遺症はあっても治癒しており、日常生活の中で接觸してもハンセン病に感染する可能性はありません。

ハンセン病は治る病気です

ハンセン病は、その症状が人目につきやすい皮膚に出現し、顔や手足を変形させたり、病が進むと体の表面近くの細い神経纖維が破壊されてしまいます。

神経は破壊が進みすぎると完全には再生しません。したがって、一部の神経はその働きを永久に失ってしまいます。

治療により体の中の病原菌がなくなっていても、この失われた働きは元に戻りません。これらの後遺症による障害のために、長い間「ハンセン病は治らない病気だ」「いつまでも体内に菌を宿している」と誤解され、恐れられていたために、患者はもとよりその家族までが社会の偏見と差別に苦しめられてきました。

ハンセン病は治る病気です。障害が重くなる前に治療すれば後遺症も残りません。

ハンセン病問題に関する決議と謝罪

5月11日の熊本地方裁判所におけるハンセン病国家賠償請求訴訟判決について、政府は控訴しないことを決定した。本院は永年にわたり採られてきたハンセン病患者に対する隔離政策により、多くの患者、元患者が人権上の制限、差別等により受けた苦痛と苦難に対し、深く反省し謝罪の意を表明するとともに、多くの苦しみと無念の中で亡くなられた方々に哀悼の意を捧げるものである。

さらに、立法府の責任については、昭和60年の最高裁判所の判決を理解しつつ、ハンセン病問題の早期かつ全面的な解決を図るために、我々は、今回の判決を厳粛に受け止め、隔離政策の継続を許してきた責任を認め、このような不幸を二度と繰り返さないよう、すみやかに患者、元患者に対する名誉回復と救済等の立法措置を講ずることをここに決意する。

政府においても、患者、元患者の方々の今後の生活の安定、ならびにこれまで被った苦痛と苦難に対し、早期かつ全面的な解決を図るよう万全を期するべきである。右決議する。

衆議院（平成13年6月7日）
参議院（平成13年6月8日）

ハンセン病と国の政策

ハンセン病の隔離政策



我が国のハンセン病政策の根幹をなす法律は、1907年（明治40年）法律第11号「癩予防ニ関スル件」として制定されました。その後、全国国立療養所患者協議会（昭和28年に全国国立ハンセン病療養所患者協議会と改称）の法律改正人権回復運動の結果、1953年（昭和28年）「らい予防法」に改正されました。その立法精神は終生隔離撲滅主義を基調としたものでした。

その後、人権の尊重と民主主義を掲げた憲法の理念のもとで、1995年（平成7年）に「らい予防法の見直し検討会」の報告を経て、1996年（平成8年）3月約90年続いた「らい予防法」が廃止され、同年4月1日から「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されました。なお、入所者の待遇等については、従来と変わりなくおこなうこととなっています。

「らい予防法」が廃止されるまでの長い間、国は患者や元患者に対して隔離政策をとっていました。この隔離政策は、多くの人々に、ハンセン病は強い伝染病であるという過度の恐怖心を抱かせ、偏見が助長され、患者や元患者は、さまざまな差別的扱いを受けてきましたが、「らい予防法」の廃止により、入所者の人権は回復され、2001年（平成13年）5月11日、熊本地方裁判所は「ハンセン病は遅くとも1960年（昭和35年）以降には隔離の必要性はなく、隔離政策を続けてきたことは憲法に違反していた」として国の責任を認めました。



ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（通称：ハンセン病問題基本法）

■基本理念

過去のハンセン病政策による被害の原状回復（国の責務として）

- (1) ハンセン病に対する差別・偏見の除去並びにハンセン病患者であった者及びその家族の名誉の回復。
- (2) 入所者等がその居住するハンセン病療養所でたとえ一人になっても社会の中で生活するのと遜色のない生活及び医療が保障され、安心して暮らせるようにすると共に、地域社会においてハンセン病療養所が開かれた役割を果たすこと。
- (3) ハンセン病患者であった者が社会に復帰することを支援し、かつ、社会内で生活することを終生にわたって援助すること。

親や兄弟姉妹と一緒に暮らすことができない—。

実名を名乗ることができない—。

結婚しても子供を生むことが許されない—。

一生療養所から出て暮らすことが許されない—。

死んでも故郷の墓に埋葬してもらえない—。

こうした生活をハンセン病元患者さんは
長い間強いられてきました。あなたは想像できますか？

皆さんと同じ人間なのに、こんなあたりまえのことができない人たちがいます。

“ハンセン病”という病気の人たちです。

誤った国の政策などによって、長い間多くの偏見と差別に苦しんできました。

今まで間違えて伝えられてきた病気、

そしてその実態が、ようやく正しく伝えられるようになりました。

皆さんにできること—それは、ハンセン病について、正しい知識と理解を持つこと。

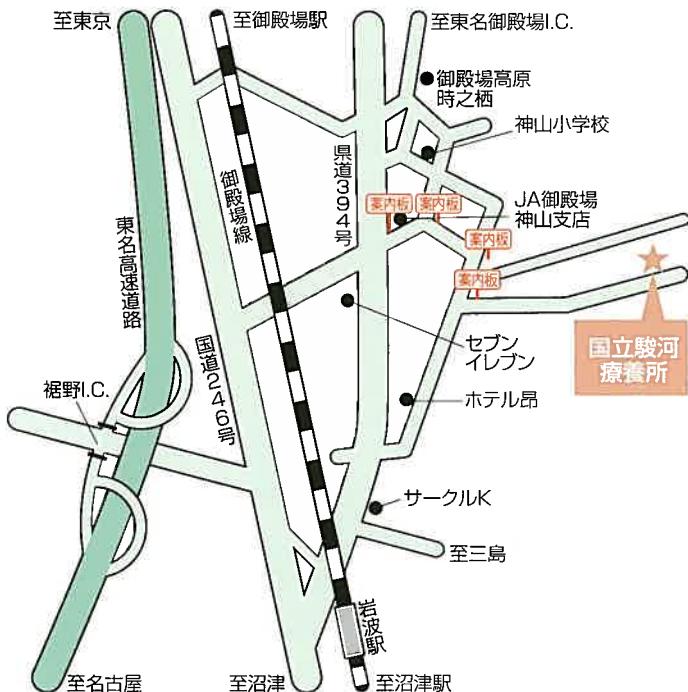
これが差別や偏見をなくす第一歩なのです。

このパンフレットをきっかけに、

一人でも多くの人たちにハンセン病のことを正しく知ってほしいのです。

学校や家庭でも話し合い、さらに理解を深めてください。

厚生労働省発行中学生向けパンフレット「わたしたちにできること」より抜粋



交通のご案内

■沼津駅方面より(東海道線利用の場合)



■三島駅方面より(新幹線利用の場合)

三島駅からタクシーで約40分

■東名高速道路を利用の場合

東名裾野I.C.または東名御殿場I.C.を利用

●東名裾野I.C.より 約5km

●東名御殿場I.C.より 約11km

国立駿河療養所

〒412-8512 静岡県御殿場市神山1915

TEL 0550-87-1711 FAX 0550-87-1921

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/hansen/suruga/

国立駿河療養所入所者自治会

TEL 0550-87-2018 FAX 0550-87-5450

<http://jitikai.web.fc2.com/>